

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
高知県教育委員会告示	
◎高知県技能職員の修学部分休業に関する規程	
(行政管理課 教育委員会 事務局教職 員・福利課)	1

-----  
告 示  
教育委員会告示  
-----

高知県技能職員の修学部分休業に関する規程を次のように定める。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司  
高知県教育長 今城 純子

高知県告示第99号

高知県教育委員会告示第3号

高知県技能職員の修学部分休業に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「技能職員」という。）の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

**第2条** 任命権者は、技能職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該技能職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該技能職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。

(雑則)

**第3条** この規程に定めるもののほか、技能職員の修学部分休業に関しては、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条に規定する職員の例により任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日以後において修学部分休業をするため、修学部分休業の承認を受けようとする技能職員は、同日前においても、第2条の規定の例により、当該承認を申請することができる。